

公 示 公 告

平成29年12月27日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 展示ケースの購入
- 2 調達内容，引渡期限及び引渡場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件名：展示ケースの購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成29年12月27日に公示公告した「展示ケース（以下「物品」という。）の購入」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名 展示ケースの購入

(2) 内容、引渡期限及び納入場所
別紙仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成30年1月24日（水）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

(1) 納入する供給物が本仕様を満たすことの確認のため、別添仕様書の参考規格に定め

る物品以外のものを供給する場合は、「供給物審査願」（表紙を除き、書式は任意）を提出するものとします（別紙様式）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。

- (2) 供給物審査願に関して説明を求められた場合には、提出者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (3) 提出期限
平成30年1月15日（月）午後5時
- (4) 供給物審査願の提出者は、審査結果について、平成30年1月19日（金）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせることが出来ます。

6 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお、照会は書面によることとします。

- (1) 受付窓口
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：松上）
電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）
FAX 03-3234-0923
（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）
- (2) 受付時間
午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
（裁判所の休日を除く。）
- (3) 照会締切
平成30年1月17日（水）正午

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

別紙様式

平成 年 月 日提出

最高裁判所 御中

参加者の住所

代表者の氏名及び印（又は署名）

印

供給物審査願

下記件名の見積合わせに参加したいので、別添資料により供給物審査願を提出します。

記

- 1 件 名
展示ケースの購入
- 2 提出資料（別添のとおり）
供給する物品の製造メーカー、製品名、同物品が仕様書に求める規格、機能を満たしていることを示す書面（一覧表等）及びカタログ等
※物品の製品名やスペック等の要求要件について、カタログ等の該当部分にラインメーカーを付してください。
- 3 提出内容の問い合わせ先
連絡担当者の所属部署、氏名及び電話番号（名刺の添付でも可。）

仕 様 書

1 件名

展示ケースの購入

2 品目、規格及び数量

(1) 品目：展示ケース

(2) 規格

・幅 1,800mm 奥行き 900mm 高さ 1,100mm程度

天ガラス 1,680mm×780mm 程度

側面ガラス 365mm×780mm 程度

365mm×1,680mm 程度

・側面ガラス部分引戸式（鍵付き）

・K-ウッド ポリウレタン塗装 5t. 透明強化ガラス 内部地板フェルト
貼り

・照明付き 21Wスリムライン2灯（紫外線カット処理）

ただし、当該ガラス等の外側部分に本仕様書5の(1)記載のガラスフィルムを貼
り付けた上で納品すること。

（参考規格）

キハラ株式会社 展示ケースD（商品番号 370-401）

(3) 数量：1台

3 納入場所

東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所図書館

4 引渡期限

平成30年3月23日（金）

5 その他特記事項

(1) ガラスフィルム材料

遮光・遮熱・紫外線カット・飛散防止効果等があり，透明度の高いものを使用すること。

ア 遮蔽係数	0.65以下
イ 日射反射率	28パーセント以上
ウ 日射透過率	50パーセント以下
エ 日射吸収率	22パーセント以上
オ 可視光線透過率	70パーセント以上
カ 紫外線透過率	1パーセント以下
キ 飛散防止性能	JIS表示AB

(参考規格)

サンゲツ 品番 GF-102

(2) 納品書の提出

受注者は(1)のガラスフィルム貼り付け後の展示ケースを3の納入場所に設置後，納品書を最高裁判所へ提出すること。

(3) 設置に必要な消耗品・道具等の負担

設置に必要な消耗材，用具，養生材は，受注者が費用を負担し，用意すること。

(4) 養生及び清掃

設置時は設営場所まで養生を行い，汚損，破損のないよう注意の上，作業を行うこと。汚損，破損が発生した場合は，受注者が費用を負担し，責任をもって原状回復を行うこと。

また，作業完了後は養生材を撤去し，清掃を行うこと。

作業及び清掃により発生した養生材やゴミは受注者が持ち帰り，受注者が費用を負担し，処分すること。

(5) 仕様に定めのない事項等に関する協議

本仕様書に定めのない事項や仕様に疑義が生じたときは，最高裁判所と受注

者で協議して定めるものとする。

(6) 引渡した物品の瑕疵を原因とする破損等については、引渡日から最低1年の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。

(7) 指示遵守

作業にあたっては、最高裁判所の係官の指示に従い適切に対応すること。

(8) フィルム貼り付け作業不良による補修

受注者は、フィルム貼り付け作業不良による補修を最高裁判所から求められたときは、受注者の費用負担により速やかに補修すること。